

# 結核の予防のための施策の実施に関する計画(山形県結核予防計画)の改定

## 改定の経緯

○現行の結核予防計画は平成17年3月に策定され、平成22年度までに達成すべき目標を定め、施策を講じてきた

○計画の実施状況に関する評価結果、及び、平成23年5月16日に改定された国の「結核に関する特定感染症予防指針」を踏まえて計画を改定する。

## 県内の状況

- ・患者は緩やかに減少
- ・罹患の中心が基礎疾患を有する高齢者
- ・入院期間の長期化
- ・診断の遅れが顕著

## 現行計画の成果・評価

- ・BCGの接種率に関しては、定期予防接種の勧奨により達成。
- ・その他4項目については、さまざまな施策を講じ、目標に近づくも、達成ならず。

## 予防指針改正

### ①医療の確保

- ・結核医療の中核病院及び基幹病院の確保
- ・患者病態に応じた治療環境の整備
- ・地域医療連携体制の整備
- ・院内感染予防の徹底

### ②DOTS(直接服薬確認療法)の推進

- ・外来DOTSの推進、院内DOTSの強化

### ③具体的目標

- ・H27まで人口10万人対罹患率15以下等
- ・DOTS実施率95%以上等

## 課題

- ・高齢者結核への対応
- ・入院期間の短縮
- ・集団・院内・施設内感染の拡大防止
- ・診断の遅れを防ぐ
- ・高まん延国出身者の対応
- ・DOTSの普及による治療完遂に向けた患者支援

## 新たな結核予防計画

基本目標 ①結核罹患率を、人口10万対10未満とする

②肺結核患者のうち再治療を受けている者の割合を7%以下とする

基本目標達成に向け、事業目標をそれぞれ設定する

# 山形県結核予防計画(改定版)の概要

## 第1部 総論

### 第1章 山形県結核予防計画の趣旨

#### 1 改定目的:

・本県の結核対策の基本的方向を示すとともに優先的に取り組む課題と目標を明示

・「結核に関する特定感染症予防指針」の改定に伴う見直し

・現行計画目標年度が平成22年度だったため、目標の達成状況等の評価、検証に伴う見直し

#### 2 位置づけ:

・感染症法、既存計画との位置づけ

#### 3 計画期間:

・5年を計画期間とし、平成28年度に再検討を加える。

### 第2章 山形県における結核の現状

#### 1 結核患者の発生状況等:

- ・結核罹患率年次推移
- ・菌喀痰塗沫陽性罹患率
- ・結核有病率
- ・結核死亡率

#### 2 結核の医療等:

- ・結核患者の年齢構成
- ・結核患者の発見方法
- ・結核患者の背景因子

#### 3 結核の医療等:

- ・患者発見の遅れ
- ・化学療法
- ・平均治療期間・入院期間
- ・定期健診・予防接種
- ・治療成績

#### 4 これまでの対策の成果及び評価:

現行目標の達成状況及び評価

#### 5 基本目標:

達成すべき基本目標の明示

## 第2部 各論

### 原因の究明

- ・適切な情報把握と処理精度の向上
- ・ホームページ等を利用した、県民・医療機関への情報提供
- ・薬剤感受性検査及び分子疫学的手法からなる病原体サーベイランスの構築
- ・職員の資質向上

#### 事業目標

- 病状不明割合5%以下**
- 培養検査結果把握割合100%**
- 薬剤感受性検査結果把握割合100%**

### 発生の予防及びまん延の防止

- ・定期健康診断の徹底
- ・積極的疫学調査と接触者健診の的確な実施
- ・有症状時の早期受診勧奨
- ・BCG接種の正しい知識の普及と適切な実施

#### 事業目標

- 市町村実施の65歳以上の健診受診率70%以上**
- 接触者健診受診率100%**
- 新登録発見方法において、接触者健診での発見5%以上**
- BCG接種率97%以上**

### 医療の提供

- ・早期に適切な医療の提供
- ・LTBI患者の積極的な治療
- ・地域DOTSの確実な実施
- ・早期診断のため複数職種間の連携、地域連携体制の構築
- ・結核病床の確保

#### 事業目標

- 治療入院期間中央値全国以下**
- DOTS実施率95%以上**
- 治療中断・脱落3%未満**
- LTBI治療完了85%以上**
- 塗抹陽性患者の診断の遅れ30未満**

### 研究開発の推進

- ・関係部局連携による計画的な調査・研究の推進
- ・分子疫学的手法を用いた研究の推進と、地域における総合的な結核情報の発信

### 人材の養成

- ・結核に関する幅広い知識や標準治療法を含む研究成果の医療現場への普及等を担う人材養成
- ・研修会への職員の積極的な派遣、講習会の開催

### 普及啓発及び人権の尊重

- ・結核に関する適切な情報の公表
- ・県民への正しい知識の普及啓発
- ・患者への十分な説明と、同意に基づいた医療の提供
- ・患者への差別や偏見の解消

### 施設内感染の防止

- ・施設内感染に関する情報の提供
- ・小児結核対策としての接触者健診の迅速な実施と適切な医療の提供
- ・結核対策の技術的拠点としての保健所機能強化

#### 事業目標

- 施設内(院内)集団感染の発生、乳幼児の罹患0件**

基本目標の達成